［削る］

［削る］

二十九　国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十　国の補助金を受けて実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

三十一　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

三十二　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（以下「分収造林契約」という。）及び同条第二項に規定する分収育林契約（以下「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

三十三　令和二年七月豪雨のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三十四　国の行う国際漁業再編対策事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として行う減船漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十五　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三十六　離島地域、豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の規定に基づき指定された豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地、山村振興法第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村、半島振興法第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域又は過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域を含む区域において、地

三十一　国の補助金を受けて実施するデータ利活用型スマートシティ推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十二　国の補助金を受けて実施する革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業と連携して地方単独事業として実施するＲＰＡ導入補助事業評価会の確認を受けた事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

三十三　国が実施する新資源管理導入円滑化等推進事業と連携を図り当該道府県が地方単独事業として実施する減船及び休漁漁業者の救済措置に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十四　国の補助金を受けて実施する沖縄子供の貧困緊急対策事業に要する経費のうち、当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額

三十五　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

三十六　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約（以下「分収造林契約」という。）及び同条第二項に規定する分収育林契約（以下「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

［新設］

［新設］

［新設］